

リコール制度の趣旨

設計・製造過程に問題があったために安全・環境基準に適合していない(又は適合しなくなるおそれがある)自動車について、自動車メーカーが自らの判断により、国土交通大臣に事前届出を行った上で、回収・無料修理を行い、事故・トラブルを未然に防止する制度。

国土交通省の役割

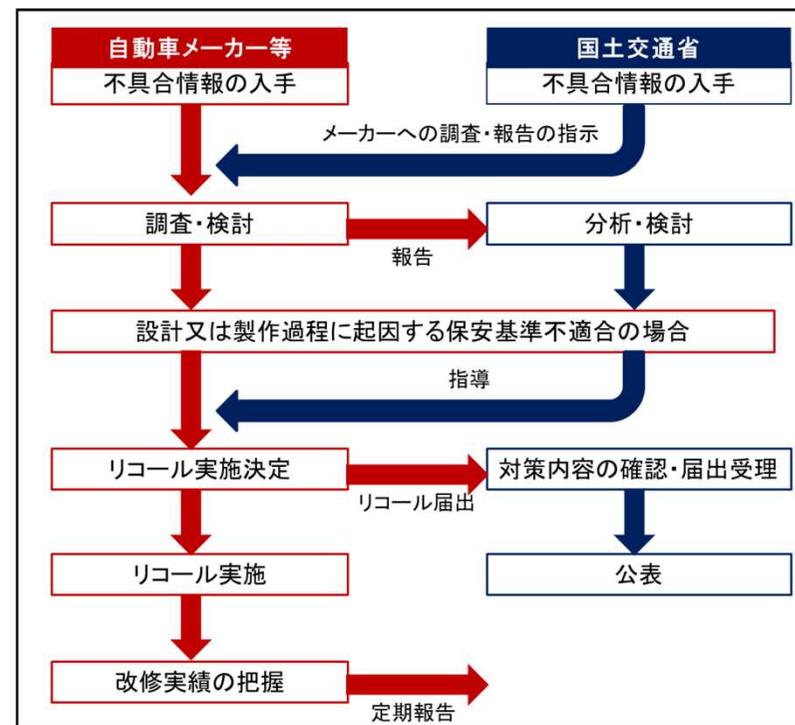
- ①不具合情報の収集・分析。
- ②メーカーのリコールへの取組状況の調査。
- ③取組状況が不適切であれば指導又は監査等。
- ④リコールのプレス公表
- ⑤届出内容が不適切であれば改善指示。
- ⑥メーカーが自主的にリコールを行わず、かつ、事故が頻発している場合には勧告・命令。

近年のリコール届出件数及び対象台数

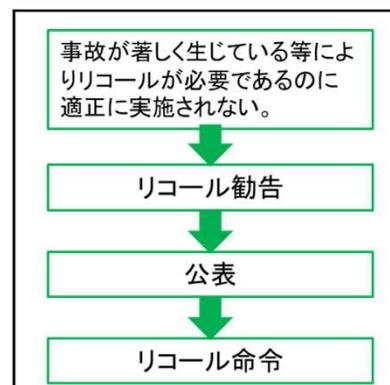
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	415	384	369
対象台数	10,534,494	6,610,555	4,257,931

出典元：各年度のリコール届出件数及び対象台数(国交省HP)

リコール届出の流れ



リコールの勧告、命令



※1: メーカーには監査の実施等により指導・監督を行っている。

※2: 必要な場合には、(独)自動車技術総合機構交通安全環境研究所リコール技術検証部において技術的検証を行う。

※3: 虚偽報告、リコールの届出義務違反、リコール命令に従わない場合には、罰則(懲役1年以下、罰金300万円以下、法人罰金2億円以下)が科せられる。